

会 議 録

会 議 名	小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会		
事 務 局	小金井市教育委員会指導室		
開 催 日 時	令和7年10月6日（月）午前10時00分から午前11時00分まで		
開 催 場 所	市民会館萌え木ホール		
出 席 委 員	小林委員長、坂井副委員長、今城委員、梅山委員		
事 務 局	大熊教育長、大澤学校教育部長、田村統括指導主事、高久指導主事		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 委員の委嘱等</p> <p>3 事務局からの説明</p> <p>4 協議等</p> <p>5 事務連絡</p> <p>配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・小金井市教育委員会いじめ問題対策委員 名簿 ・小金井市いじめ防止対策推進条例（リーフレット） ・小金井市いじめ防止基本方針 ・小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表 ・小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ ・小金井市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針 ・諮問書（写） 		

大澤学校教育部長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、まず最初に、この4月の1日付で学校教育部長の拝命を受けました大澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和7年度第1回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を開会させていただきたいと存じます。

皆さんの委員の任期につきましては、小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第7項の規定に基づき、2年と定められており、今回は改選の時期でありまして、初めての委員会となるところでございます。

つきましては、委員長が決まるまでは、私のほうで進行を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。この後、着座にて進行させていただきたいと思っております。

最初に、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず、次第が1枚でございます。その次に、委員会の委員名簿が別紙として1枚でございます。その後、リーフレットといたしまして、2枚お配りをさせていただきました。その後に、ホチキス留めをしております、いじめ防止基本方針、それと同じく、ホチキス留めをさせていただいております、いじめ防止基本方針の新旧対照表、その後、1枚つづりでございますけれども、小・中学校におけるいじめ対応の流れ、それと、小・中学校の学校いじめ防止基本方針、最後となりますけれども、後ほど諮問させていただきますけれども、諮問書の写しとなっております。資料の過不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますけれども、次第の1と2を入れ替えさせていただきたいと存じます。

初めに、2番にございます委員の委嘱から行わせていただきたいと思います。

大熊教育長から各委員に委嘱状をお渡しします。呼ばれた委員の方におかれましては、前のほうにお進みいただきたいと存じます。

最初に、小林委員、お願いいたします。

大熊教育長 委嘱状。小林正幸様。小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員を委嘱する。期間、令和7年4月1日から令和9年3月31日

まで。令和7年4月1日、小金井市教育委員会。
よろしく申し上げます。

大澤学校教育部長 続きまして、梅山委員、申し上げます。

大熊教育長 委嘱状。梅山佐和様。以下同文でございます。
よろしくお願ひいたします。

大澤学校教育部長 続きまして、今城委員、お願ひいたします。

大熊教育長 委嘱状。今城徹様。以下同文でございます。
よろしくお願ひいたします。

大澤学校教育部長 続きまして、坂井委員、お願ひいたします。

大熊教育長 委嘱状。坂井愛様。
よろしくお願ひいたします。

大澤学校教育部長 なお、本日、浅香委員におかれましては、欠席の御連絡を
いただいておりますので、その旨、この場をお借りしまして御報告を
させていただきたいと存じます。

次に、次第の1番に戻りまして、教育委員会挨拶ということで、
大熊教育長、よろしくお願ひいたします。

大熊教育長 よろしくお願ひいたします。

本日は、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の第1回会議
に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今年度も、
引き続き、これまでの委員の皆様にご参画いただけることになり、
その豊富な経験と知見に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

昨年度のいじめに関する事案から、子供たちの世界においてスト
レスや不安が高まりを感じております。私たちは、この現状を重く
受け止め、事前防止の観点から、より確かな対応を構築していく必
要があります。

いじめ対策には、発生後の対応にとどまらず、地域、家庭、学校

が一体となって子供を支える仕組みが欠かせません。学校現場では、子供たちの変化や日々の関わりの中に現れる小さな兆しを見逃さず、組織的に共有しながら、早期に手を打つことが重要です。また、子供が安心して気持ちを表現し、仲間とともに課題を解決する力を育むことも未然防止に直結します。

本委員会は、そのための要となる存在です。皆様の幅広い視点や御助言をいただきながら、より実効性のある施策を進めてまいりたいと考えております。

子供たち一人一人のその子らしさを大切にし、互いに尊重し合いながら安心して学べる学校を実現することは、本市の教育の根幹です。今年度も皆様と力を合わせ、多様性を包摂し、いじめを見逃さず、許さず、ともによりよい人間関係を築く環境づくりを進めてまいりたいと思います。

そして、全ての教職員、全ての子供たちが、この課題を自分事として捉え、確かな行動につなげられるよう、しっかりとした施策を展開していきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

大澤学校教育部長 教育長、ありがとうございました。

教育長におかれましては、この後、委員長と副委員長の選出をさせていただいた後、諮問させていただきますけれども、諮問後、その後、公務がありますので退席をさせていただく形になりますので、お許しください。

それでは、次に、委員長、副委員長の選出を行いたいと思っております。

まず、委員長の選出を進めさせていただきたいと存じます。選出方法について、どなたか御意見のある方がいらっしゃいましたら、よろしく願いいたします。

今城委員、お願いします。

今城委員 今城です。

選出方法ですが、指名推選でいかがでしょうか。

大澤学校教育部長 ただいま、今城委員より指名推選ではとの御意見がございました。皆様方は指名推選でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大澤学校教育部長 御異議がないようでございますので、指名推選とさせていただきますと存じます。委員長につきまして、どなたか推薦のある方よろしく願いいたします。

今城委員、お願いします。

今城委員 今城です。

これまでも委員長を務めてくださいました東京学芸大学名誉教授の小林正幸委員を推薦いたします。

大澤学校教育部長 ありがとうございます。

ただいま、今城委員より委員長には小林委員との御推薦がありました。本委員会に小林正幸委員を選出することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大澤学校教育部長 御異議がございませんので、小林正幸委員を委員長に選出することに決定をいたします。

それでは、ただいま選出されました小林委員長に進行をお譲りさせていただきますと存じます。それでは、委員長よろしく願いいたします。

小林委員長 では、次に副委員長の互選について行いたいと思います。

副委員長の互選について、選出の方法はいかがいたしましょうか。どなたか選出方法について御意見いただければと思います。

梅山委員 梅山です。

選出の方法については、委員長と同様に、指名推選の方法でいかがでしょうか。

小林委員長 ただいま選出方法について、指名推薦によるとの御意見がありました。そのように決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 特に異議はないようですので、指名推選の方法で行われます。どなたか御推薦をいただけますでしょうか。

梅山委員 梅山です。
副委員長には、法律の専門家である弁護士の坂井愛委員を推薦いたします。

小林委員長 ただいま副委員長に坂井愛委員をとの推薦がございました。本委員会副委員長に坂井愛委員を選出することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議はありませんので、ただいま指名いたしましたとおり選出することに決定いたしたいと思えます。

それでは、ただいま選出された坂井副委員長に副委員長席にお座りいただきます。それでは、委員長、副委員長が選出されましたので、改めて、委員長、副委員長から御挨拶をしたいと思います。

まず、小林のほうからでございますが、もう長いことやっておりまして、今回が最後かなと思ってお引受けすることにいたしました。ということで、よろしく願いいたします。

無事に、それこそ条例、その前のいじめの宣言等の改定ということで、かなり重要な仕事をしてきたように思えます。この委員会は。ですので、これが定例的にうまく進んでいくのか、僕は別の市で、もう既に三つの重大事案、そこも委員長をやっていますので。ただ、一度やってみると、あながち結構教育的に作用するようにできるという、必ずそうとは言えないのですけれども、きちんと第三者が入ることによって、いろいろなことが俯瞰して見られるので、いろいろなことが見えてくるということがあります。いずれ、そういう形になっていってもいいのかなと思っております。よろしく願いいたします。

では、お願いします。

坂井副委員長 副委員長に御選任いただきました坂井から御挨拶をさせていただきます。

今回、先ほど小林委員長からお話あったように、基本方針ができて、各学校における基本方針ができて、今回拝見させていただいたところでございます。

今後は、この基本方針に、それぞれの学校がきちんと実効性があるような対応をする必要があることに加えて、私は法律家の目から、やはりいじめが確知された、特に重大事態が確知されたときに、後手後手にならないように、きちんとフローとして具体的なイメージが各校の先生方が持っていらっしゃるか、先生方のみならず、公開している市民の方も持っていらっしゃるかという視点で確認をこれからさせていただきたいなと思っております。

何しろ2年の任期となりますけれども、小金井市民の一人お一人がいじめなく毎日笑顔で幸せに暮らしていけるよう、委員の一人として尽力させていただきたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

小林委員長 坂井副委員長、ありがとうございました。

それでは、次に、小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第3項の規定に基づく諮問をお願いいたします。

教育長より、教育長に諮問の内容を読み上げて、委員長に諮問書をお渡ししますので諮問書を受け取るようにしてください。

大熊教育長 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員長、小林正幸様。小金井市教育委員会教育長、大熊雅士。いじめの防止等のための対策の推進について諮問。小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第3項の規定に基づき、下記の事項について貴委員会のご意見、ご見解等を賜りたく、諮問いたします。記。1、諮問事項。小金井市いじめ防止基本方針に基づいた、いじめ防止対策の推進について。諮問理由。条例第9条第1項の規定する方針について、令和3年より、2期にわたり、委員会で検討を続け、令和7年1月14日に改定を行いました。今後、改定した小金井市いじめ防止基本方針に基づき、小金井市におけるいじめ防止対策をより実効的なものにするための方策について、改めて検討が必要だと考えています。

どうぞよろしく願いいたします。

小林委員長 それでは、事務局からの説明ということで、諮問された内容は、令和6年度に改定した小金井市いじめ防止基本方針に基づいた、いじめ防止対策の推進についてです。

 まずは、事務局より昨年度の基本方針の改定の内容と、昨年度の本委員会で挙げた今後の小金井市におけるいじめ防止対策の問題点について、御説明いただきたいと思います。

大熊教育長 よろしくお願いいたします。

 今回、本市において、初めていじめ重大事案ということが発生しました。その点を受けて、やはりもう一度いじめ対策をしっかりとやっていかなければいけないとそういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

 次の会議がありますので、申し訳ございません。失礼させていただきます。よろしくお願いいたします。

高久指導主事 指導主事です。

 それでは、今お話がありました昨年度の基本方針の改定内容、及び昨年度の本委員会で挙げた今後の小金井市におけるいじめ防止対策の問題点について、説明いたします。

 小金井市では、令和3年4月1日の小金井市いじめ防止対策推進条例の施行に伴い、平成26年に策定した小金井市いじめ防止基本方針を、令和3、4年、令和5、6年の2期にわたり、いじめ問題対策委員会にて改定について検討してまいりました。

 令和3年11月に文言修正等を中心とした改正を行い、令和7年1月には基本方針の内容をより条例の趣旨にしっかり近づけた内容に改定いたしました。

 改定内容について、説明いたします。大きく4点あります。小金井市いじめ基本方針新旧対照表を御覧ください。

 1点目です。項番1、基本方針策定の意義についてです。基本方針の意義を条例の前文に記載されている意義と同様のものに改定いたしました。

 2点目です。項番4、いじめ問題への基本的な考え方についてです。いじめは絶対許されないことを自覚するように子供に促すだけでなく、その自覚をベースとした子供たちの意見についても焦点を

当て、意見を持ったり、表明したり、さらには、そうしたことへの尊重について明記しました。

3点目です。改定後の項番7、重大事態への対処です。改定前の項番5、学校における取組、及び項番6、市・教育委員会における取組、市・教育委員会における重大事態への対処を統合するとともに、(1) 重大事態の定義を明記しました。

4点目は、語句、その他の変更になります。

続いて、令和7年3月に実施した、いじめ問題対策委員会で挙げた意見について御説明させていただきます。大きく3点あります。

1点目は、重大事態への対応や加害者への対応等、改定された小金井市いじめ防止基本方針にのっとり学校いじめ防止基本方針の改定です。

2点目は、いじめや重大事態への対応の流れを明確にするためのフローの作成についてです。

3点目は、地域に向けた小金井市いじめ防止基本方針の理解の促進についてです。

小金井市いじめ防止基本方針に基づいた、いじめ防止対策の推進について、御意見をいただければと思います。

説明は以上となります。

小林委員長 ありがとうございました。

協議等に入っていきたいと思います。小金井市いじめ防止基本方針に基づいた、いじめ防止対策の推進について、委員の皆さんからの意見や質問はございますでしょうか。

坂井副委員長 事務局への質問でもいいのでしょうか。

小林委員長 いいのではないのでしょうか。

坂井副委員長 私、従前から3点目の地域に向けた基本方針の理解と推進がやはり大事だねというお話をさせていただいて、幾つか、ただホームページに載せるとか学校に配るとかでは足りないのではないですかというお話をさせていただいていたと理解するのですが、現状、この小金井市において、そういう理解の促進に関して、どのような施策というかプランがあるかを含めて、あれば、どうい

うふうに考えていらっしゃるのかというのを伺わせてください。

高久指導主事 指導主事です。

まず一つ、いじめ問題連絡協議会というものを、毎年5月と2月、年に2回行っております。こちらは、学校、保護者及び民生委員と地域の方々が集まって、小金井市のいじめ問題について話し合う場を設けております。

今年度5月に行われた、いじめ問題連絡協議会では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態の4つの段階について、各お立場での取組を説明していただきました。その際に、今回の小金井市いじめ防止基本方針でどのような改定を行ったかということについても、御説明させていただいております。

保護者の方や地域の方より、方針の中に改善の一つにありました、加害者への支援、スクールカウンセラーの支援であったり、あと、これも同じなのですが、学校がどのような取組をしているかということの周知について御意見をいただいたというところであります。

田村統括指導主事 追加で、すみません、統括指導主事です。

今のいじめ問題連絡協議会のほかに、例えば、今年度、子ども支援ネットワーク会議というものが10月に開かれるのですけれども、これが少し年度ごとにちょっと形態が違うのですけれども、今年度は、過去の形態に戻って、各学校、中学校区で集まって、学校関係者、地域の方、あと主任児童委員ですとか、あとは健全育成の方、市役所の課長、各課の課長も声をかけて集まっていただいて、それぞれの立場でのいじめの取組でどんなことができるかということ話し合う会議を今年度もまた設定します。

確かに、もっと市民や保護者にどういうふうにして投げかけて周知していけばいいかということについては、今後、また課題かなと考えていますが、現状そのようなところで広めています。

以上です。

坂井副委員長 ありがとうございます。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

今城委員

今城です。

今の周知の方法ということで、定期的に様々な手だてを取っているということが理解できたところなのですけれども、学校の子供たち、そして保護者、この辺りがメインになって、そして、それを見守ってくれる地域の方々へとなると、やはり学校でどういう取組をするかというのは非常に大きな課題になってくるのではないかなと考えています。

例えば、ふれあい月間というものがあるのですよね、年2回。そこで、多分、例えば、アンケート調査をしたり、調査をかけて、実態を把握するというのはあるのですけれども、例えば、その中で、学校がよく行っている道徳授業、地区公開講座、そういう中で、教育委員会のほうから、必ずいじめが一番学校教育課題の中では大きなことになっていると思いますので、道徳授業、地区公開講座とか、または人権教育の推進期間における学校公開において、子供たちと保護者と、そして地域と一緒に考えるような機会を各学校に設定をしていただくような具体的な策も必要になってくるのかなと感じているのですけれども、その辺りで何か教育委員会で考えていらっしゃる事があれば、お聞きしたいと思います。

小林委員長

いかがでしょうか。

田村統括指導主事

統括指導主事です。

道徳授業地区公開講座につきましては、より地域、子供たち、学校関係者、そして保護者などの三者と一緒に、例えば、道徳的な、例えば、道徳に関することについて共有して考えることができる重要な機会だとは思っています。そこで、現状としては、学校がそのテーマなどを決めているというところがありますので、その部分に、教育委員会として、いじめというものを位置付けてということも検討はできるかなと思います。

ですので、その部分は学校の意向など様々ありますので、その部分を調整しながら、どこまでできるかということについては、今の御意見を参考に考えていきたいなと思いました。

以上になります。

小林委員長 付け足しですか。

高久指導主事 指導主事です。

令和6、7年度で、本市の緑中学校が人権尊重教育推進校として取組を行っています。緑中学校は、人権課題のうち子供というものをテーマに研究を進めているのですが、特に全学年でいじめの授業というものを、道徳や特別活動で取り上げて、また子供の意見もきちんと取り上げながら、いじめに関する内容を入口として、他者をリスペクトしていくというところの子供の気持ちを育てたいということで、取組を行っています。

今年度1月に緑中学校の発表が行われます。各学校の人権教育推進委員の方もその発表に参加をすることになっているので、緑中学校の取組を参考に、各学校でこういう取組の仕方もありますよということを普及していきたいと考えております。

以上です。

小林委員長 よろしいでしょうか。

坂井副委員長 坂井です。

緑中学校での発表というのは、聞ける人、対象というのはどういう方なのですか。

高久指導主事 指導主事です。

この取組は東京都が行っているので、一般の方も含めて、全ての方が聞きに来られます。ホームページにも公開される予定です。

坂井副委員長 ありがとうございます。

小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

梅山委員 梅山です。

やはり小金井市のこの基本方針の特長の一つとして、子供が意見を持って表明できるということが中核に据えられているかというように理解しています。その意見が尊重される学校を目指すというところで、4番の基本的な考え方の(1)、ページとしては、3ペ

ージ、新旧対照表の3ページの左側になります。

ここについて質問なのですけれども、この「児童等が意見をもち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を」というところで、意見の形成支援というところであるとか、表明支援というところで難しいと思うのですけれども、学校において、どんな取組が想定されていて、そこに教育委員会として、どんな支援を展開していこうと考えておられるかというのが1点目と。

もう一つが、やはり子供たちが中心となりというところがとても大事だろうというところで、この「児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて」というところも一文入れていただいていますけれども、この児童会・生徒会等への支援、学校として、ここを支援することによって、子供たちが中心となって、この問題を考えていくという流れが想定されていると思うのですけれども、児童会・生徒会等への支援の事例というのが今までにあるのかどうかとか、どんなふうと考えておられるかというところを聞かせていただきたいと思います。

小林委員長 ありがとうございます。

田村統括指導主事 統括指導主事です。ありがとうございます。

実際に、小金井市において、子供の声を聞くということが本当に先生方に浸透してきています。子供オンブズパーソンの方が言っていたのですが、小金井市は本当に子供の権利とかに本当に協力的ですぬということで他地区の方に驚かれたという話をするぐらいで、そのような中で、児童会・生徒会が、今、例えばですが、校則とか学校の決まりというのをどんどん変えてきています。それが先生たちも、中学校の先生たちも結構当たり前のような感覚になっていて、子供たちも、自分たちが、児童会・生徒会が中心となって変えていくというのだという意識にはなっているので、その部分で、例えばですけれども、いじめのスローガンのようなものを各学校で考えたり、今、そういう声をこちらのほうで拾ったりとかそういうこともできるかなと、指導室内では話し合っているのですけれども、まだその具体化までは行っていません。ただ、そういう現状で、子供たち主体で何か考えられないかと話し合っているというところではあります。

以上です。

梅山委員 ありがとうございます。

小林委員長 よろしいですか。
ほかに。どうぞ、付け足しがあれば。

高久指導主事 指導主事です。
児童・生徒会への支援の一つになっている、どこまでなっているか分からないのですが、「小金井教育の日」という日を毎年2月4日の辺りで教育委員会が行っているのですが、その中の第2部に生徒会の意見交流会ということを実施しています。

その意見交流会で、例えば、今お話がありました校則の変更について、各学校で生徒会がどのようにやっているかということ、互いの生徒会が知る機会になっていたり、小金井の第一中学校で、いじめに関するものでピンクシャツデーという取組を行っています。

アメリカのほうで、ピンクのシャツを着て、いじめ防止を訴えるという取組なのですが、それをその場で発表したことによって、他の中学校でも、このピンクシャツデーの取組をやってみようかという声広がっているという事例は私のほうで聞いております。

以上です。

梅山委員 ありがとうございます。

小林委員長 よろしいでしょうか。
ほかにいかがですか。

今城委員 今城です。

2点目に、重大事態への対応の流れを明確にするためのフロー作成というのが出ているのですけれども、これは具体的に今どのように考えていらっしゃるのか、お聞きできればと思います。

高久指導主事 指導主事です。
フローの作成については、指導主事の生活指導担当者連絡会でも話題になっていて、去年度なのですが、私のほうで幾つかの市区町

村のフロー図を見せていただいています。それを参考にフロー図を作成していったほうがいいだろうという話はあるというところではあります。A4、1枚程度で、学校が一目で分かるものにしていきたいと考えております。

今城委員 今日資料の中にある、この小金井市立小・中学校におけるいじめ対策の流れでというのが、A4、1枚でありますよね。これを見ると、とてもよくまとめられているのかなとは思いますが、これは各学校にもう周知されているのかどうか。各学校のそれぞれのいじめ防止基本方針がずっと出ていますよね。つまり、これは恐らく、この基本方針の改定に伴ってつくられたものなのかなと思うのですが、実際にこの流れが学校に周知されて、それを基にして各学校が基本方針を改定したのかどうか。そこをお聞きできればと思います。

田村統括指導主事 統括指導主事です。

こちらのいじめ対応の流れについては各学校に周知はされていますけれども、実際に先ほどのフローチャートということになると、もっと具体的に、例えばなのですけれども、いじめ重大事態が発生したときとなると、なかなかこれだけでは具体的な行動というか動きというか、分かりづらいかないということなので、そのフローを検討していく必要があるのかなと考えています。

そして、こちらのいじめ防止基本方針とこちらの流れのところ、各学校で学校いじめ防止基本方針を改定したわけなのですが、見てみると、もしかしたらまだ不十分ではないかなというところもあつたりするので、その部分は、今後、また皆様から御意見いただいたところも踏まえて、各学校には働きかけて、見直し、改善と言ったらいいのでしょうか。そういうところを含めて働きかけていきたいと今考えているところです。

以上です。

小林委員長 ありがとうございます。

坂井副委員長 よろしいですか。

今おっしゃっていただいたところがそのとおりかなと思ってい

て、この各学校の基本方針をざっと重大事態のところを中心に読ませていただいたのですが、この重大事態が発生したときに、教育委員会に報告するというのは各学校そのとおりなのですが、その後、各学校だけで調査して進めてというバージョンもあれば、こちらのほうと連携をするというバージョンもあれば、統一していないとされていて、こちらの教育委員会のほうで、要するに第三者委員会を立ち上げて学校に入っていくとか介入していく場合と、本当に学校独自の調査だけでいいのかということも含めた、すみ分けというのを、今後きちんとしていかないと、本当に重大な事件が起きたときは速やかな対応が求められているのに、「これはどちらだろう」みたいな感じで、先ほども申し上げたとおり後手後手に回るとというのが一番よくないと思うので、その辺を御協議いただきながら、お答えいただければと思います。

小林委員長

ありがとうございます。

僕自身、別の市のちょうど多分手に入れていると思いますけれども、富士見市のフローチャート、新年度になって、さらにもう一回改定を加えています。より細かくなっているとか、A4版1枚で収まらないとか、だから重大事態が起きた場合とそれ以前のもの、それ以前とか大きな枠組みのものと、起きた場合にどう流れていくのかという感じで、確か1枚ではなく開いた記憶があるので。

でも、それは眺めていれば、こうだったらこうなのだなという、イエス、ノーのフローチャートのように作られていてというふうにしないと、みんな混乱するなというのもおっしゃるとおりだと思いますので、なので、また、先行事例、もう既に作っているところは改定するかもしれないので、それを手に入れたほうがいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、梅山委員。

梅山委員

梅山です。

いじめ防止対策委員会、学校対策組織のメンバーなのですが、小学校のほうはスクールソーシャルワーカーが基本的に入っていない状態で、必要に応じてという文脈の中でスクールソーシャルワーカーを記載されているところが少し見られたというところと、

あと中学校については、基本的に基本メンバーとしてスクールカウンセラーとともにスクールソーシャルワーカーを置いていただいている学校が多いかなと思うのですけれども。

文科省が示している基本方針では、必要に応じてという扱いはなかった、活用するよということだったと理解しているのですけれども、その辺り、もしかしたら分掌に位置づけていいのかどうかというところを迷われている学校もあるのかなというように、見ながら理解をしたところなので、一度確認をしていただいで、基本メンバーとして入れていただくように働きかけてくださるといいなと思いました。

理由としては、今回改訂された教育委員会のほうの基本方針のほうには、加害者への支援というところを一文入れていただいているのですけれども、各校の方針を見ていると指導というところになっているので、再発防止を実効的なものにするためには、やはり支援の視点というのは欠かせないので、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは心理と福祉の専門職というところに入れていただいで、問題自体を深く理解することによって、初めて再発防止、未然防止であるとか、再発防止、早期発見・対応というところが可能になる、なるだろうと考えます。4ページのウの「早期対応」のところの（ク）の「加害者・被害者双方の保護者への支援・助言」というところと、もう一つ、加害者の支援というところもどこかに入れていただいでいたと思いますので、そのために入れていただけるといいなと思いました。

以上です。

小林委員長 オですか。

梅山委員 そうですね。「いじめた児童等」、本当です。オでした。

小林委員長 「いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等」。

梅山委員 すみません。オですね。

高久指導主事 指導主事です。

加害者への支援というところが、なかなか学校のいじめ基本方針のところ、加害者への指導及び保護者への助言というところにとどまっているので、今の梅山先生の御意見を基に学校に働きかけていきたいと思います。恐らく、なかなか常に学校にソーシャルワーカーはいらっしゃらないので、このような書き方になっているかと思うのですが、今年度から派遣型になりましたので、その状況に応じてスクールソーシャルワーカーの方を派遣できるようになったので、その辺も含めて学校に伝えていきたいと思います。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

広く、この方針に関してということでしたけれども、皆さんから、そのほかのいじめ問題に対して少し広げて御意見がございましたらいただければと思います。いじめ問題については雑感で結構なのですけれども、「前と違って、こうではないか」というような感覚でも結構ですし、今、出てきた御意見の中での、なぜSSWは注目されなければいけないかという、保護者への支援ですよね、一番は。

梅山委員

そうですね。

小林委員長

そのために活用していくのだという、ほかの人ではできないことなので、市役所とつないでいったりということにつながるということだと思います。どうぞ。

今城委員

すみません。一つ具体的にお聞きしたいのですけれども、教育委員会に。

SSWの方が、今、各学校、巡回型というか回っていただいているのですけれども、実際にそのSSWの担う職責というか、仕事が非常に多岐にわたっているから、その一つがいじめですよね。実際にSSWの方々は何れぐらいの学校を担当していて、どんな具体的に役割を担っているかというのを、ざっとで結構なので教えていただきたいのですけれども。

田村統括指導主事 統括指導主事です。

昨年度までは、学校を、おおよそ中学校区で分けて担当するという形でやっていたのです。人数の関係で複数重なるところもありま

す。ですけれども、中学校区では引継ぎだとかあるので、その部分は一緒に持ちましょうというところはやっていたので、そこは重なるところはありません、人数もあるので。

実際に、14校を4人で担当していたので、1人当たりが、3、4校辺りなるのかなというところはありません。ただ、その4人の中でも1人は教育相談所に行くというところで、教育相談所の連携も含めて、その部分は、学校数から見て少なめに持っていたということはありません。

実際に、本当に、今城委員がおっしゃったように幅広い対応をしているので、必ずしもいじめだけということはないので、今、メインとしては、やはり不登校の子がメインになってくるのかなというところがあります。

ただ、その中で、学校やまた子供の関わる中でいじめですとか、友達関係で悩んでいるというところが出てくる場合がありますので、その部分については学校と教育委員会が連携しながら進めていくというところがあります。なかなか、その件数がどうかというところまでは今すぐには出ませんが、そういう中で対応しているというところではあります。

以上です。

小林委員長 付け足しありますか。大丈夫ですか。

高久指導主事 指導主事です。

少し話がずれてしまうかもしれませんが、先日、スクールカウンセラーの連絡会でソーシャルワーカーがどんな活動をしているかというのを紹介する会を開きました。その中で、ソーシャルワーカーが学校のいじめ問題対策委員の1名として入っているということを知らないスクールカウンセラーの方がたくさんいらっしゃったので、梅山先生がおっしゃったように、スクールソーシャルワーカーがどんな仕事をしているかというのを、今年度いろいろな場所で周知をしたりしてくれているのですが、それを進めていくことが大事かなと思っています。実際に、そうすると活用場面が増えてくるのでというところではあります。

すみません。以上です。

小林委員長 ありがとうございます。

梅山委員 ありがとうございます。

 スクールソーシャルワーカーに小金井市のほうでも関わらせて
いただいております、小林先生が言っていたように、家族
の環境、家族に関わるような環境の調整というところもとても大事
に行いながら、学校の中での環境調整というところについても、先
生方と一緒に、子供中心に、どんなふうはこの子にとっていい作用
が起こる環境はどんななのかというのを一緒に考えさせていただ
くような仕事になってきます。

 いじめに関わっても、私、実際、SSWの実践をしていったとき
には、いじめのケースも複数担当していましたので、背景にやはり
いろいろな問題を抱えて、表面的には加害に見える行為に及んでし
まっている子供たちというのはたくさんいるので、そこも含めて、
被害はもちろんですが、加害のほうについても背景を理解して、
学校でどう支援をしていくかというのがとても大事だと考える
ところです。

小林委員長 ありがとうございます。

 スクールソーシャルワーカー（SSW）も専門ですし、Sが付い
ていますから、スクールのという意味ですので、ソーシャルワーカー
（SW）だけではないということ、そういう意味が加えられている
のだろうなと思います。

 その意味では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワー
カーは一緒に校内にいるものですから、校内連携、でも出勤日が違
ったりしますよね、多分。だから、どうやってつないでいくのかと
いうのは、教員の先生でそれで働く先生がいると思うのですけれど
も、そういう方が必要になってくるのかなと思いました。

 一方で、僕自身がちょっと気になるというか、しょうがないなと
思いながら、川崎でかつて殺人事件が起きたことがありましたね。
あの事件の市長への報告委員会をやっていたのですよ。週刊誌に載
っていることはちょっと置いておいて、でも、川崎でこれは必要で
はないかと思って考えてという意味で、一応、それではそうするよ
うにという諮問になっていったのですけれども。

 こういう保健師さん、保健師さんが、実は、一番、保健師さんに

とって謎なのが、学校に行っている子供ではない。家族、親、生まれる前からずっと関わって、その子を知っているのだけれども、幼稚園までは関われるのだけれども、学校に行くと、うちはあれになって、いよいよ学校を出た、青年期になってから、赤ちゃんを産むことになりましたで、「ああ、何とかの」ような、その保健師さんにとってはお孫さんに近い方なのでしょうけれども、なのね、ということで出会ったと。もったいない、学校にいる間に入らせてもらえればということ。川崎の件も、それは保健師さんの情報があったら違って来るよねということもあって。その辺りの情報が切断されるということはある。これは書くことではないかもしれないけれども知っておかなければいけないかなと思っています。

つまり、組織が分かると、教育委員会、文科省は文科省、上の組織が文科省ですから、学校もそうなので、でも違う組織ではなからうかというぐらい意思の疎通が難しくなると。学校としては動きたくてたまらないのだけれども、動いていいものやらどうなのやらというのを一つ一つ確認しながら進めなければいけないと、そういう難しさも持っている。教育委員会とそこの部分の連絡を取り合いながら、非常に動きにくいなど。だから、お互いにかわいそうでした、見ていて。

だから、そういうことが起きますよね、いじめの問題は。そういうことです。なので、学校とは完全にご縁の切れている専門家がいますよということと、逆に、組織がちょっとでも違うと、カバーしている範囲が違くと、えらい大変なことになってくると、そういうことです。

他はいかがでしょう。

梅山委員 リーフレットについても、いいですか。

小林委員長 どうぞ。

梅山委員 ありがとうございます。

作り替えていただいたものかなと思うのですが、1年生から4年生向けのほうについてなののですが、中のほう見やすく作っていただいている、この左下のいじめ相談機関の紹介というところが、これはきっと子供宛てに向けて情報を載せておられると思

うのですけれども、ほかの部分には平仮名が使われたりとか、漢字にも振り仮名を振っていただいで読みやすいのですけれども、このいじめ相談機関の紹介のところだけ、これは子供にとって読めないだろうと思うので、相談機関の紹介というよりも、いじめについて困ったら相談しようみたいなのか、教育相談所等にも振り仮名を振っていただけると、すごくいいかなと思いました。

あとは、もしかしたら以前も質問させていただいたかもしれないのですけれども、5、6年生と中学生向けのほうなのですから、悩ましいなと思いつながら、例えば、学年としては、5、6年生、中学生なのだけれども、漢字を読むことが難しい子もいると思うのです。

その場合に振り仮名があったほうが読める、その子のためにとってもいいのではないかなと思つて、漢字が読める子は別に振り仮名が振つてあつてもいいと思うので、振り仮名を振つていただいてもいいのかもしれないなと思つました。

ただ、少し高学年用に向けて作つておられるので、あえて振り仮名を削除されているかと思つたのですけれども、読めない子たちに対して、下の学年向けを使うというのは、私はすごく抵抗がある。なぜ自分は小学校5年生なのに1年から4年生向けを渡されているのだろうというのが、やはり子供としては感じるころかなと思つたので、振り仮名バージョンと振り仮名なしバージョンを作るとか、何かその辺りもしていただくと高学年用についてはいいのかなと思つました。

以上です。

小林委員長 ありがとうございます。どうぞ。

田村統括指導主事 統括指導主事です。アイデアとともに御意見ありがとうございました。

確かに子供用相談機関の紹介としては難しいなと思つました。実際、子供たちには、別にいじめだけではなくて相談の窓口ということで、簡単な子供向けバージョンで、例えば、長期休業前とかであれば必ず配つているのですけれども、それに合わせて、こちらの文字も簡単にしようかなと思つました。

あと、振り仮名については、恐らく全部また振つてしまうと逆に

見づらくなったりとか様々そういうこともあると思うので、この部分はどういうふうにして、確かに漢字をなかなか振るのが難しいとかもあると思うので、その部分をどうすればいいか、もう少し検討しようかなと思います。

小林委員長

ありがとうございました。

そろそろ11時が近づいてまいりましたが、まだあるかもしれませんが、以上のようなことでよろしいでしょうか。

主には条例のことについて確認ということが多かったと思いますけれども、そのほかにフローチャートですね。その件、それから、こちら、最後にありました、子供向けのものについての細かい修正という辺りが必要かということがありました。今後のいじめ防止等のための支援の推進に向けて、教育委員会がしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、5番目に行きたいと思います。最後に、事務連絡をお願いしたいと思います。

高久指導主事

指導主事です。

本日の会議録につきましては、後日改めて送らせていただきますので、御確認をお願いいたします。

事務局からは以上になります。

小林委員長

では、以上で令和7年度第1回小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —